

## 小児慢性特定疾病の指定医について

### I 指定医の要件

以下のいずれかの要件を満たす医師であること。

- ① 疾病の診断又は治療に5年以上（医師法に規定する臨床研修期間を含む。）  
従事した経験があり、関係学会の専門医の認定 資料2を受けていること。
- ② 疾病の診断又は治療に5年以上（医師法に規定する臨床研修期間を含む。）  
従事した経験があり、都道府県等が実施する研修を修了していること。

\*平成27年1月1日より、小児慢性特定疾病的医療費助成の支給認定申請に必要な診断書（医療意見書）を作成できる医師は、診断書を作成する医療機関の所在地を管轄する都道府県知事等の指定を受けた「指定医」に限られます。

\*専門医資格を有しない場合でも、指定医の申請はできます。ただし、今後、都道府県等が実施する研修（研修は5～7時間を要する研修を予定していますが、日程等は未定。）を受けていただくことが条件となります。

### II 指定医の職務

- 小児慢性特定疾病的医療費助成の支給認定申請に必要な診断書（医療意見書）を作成すること。
- 患者データ（医療意見書の内容）を、登録管理システム（現在、国において整備中）に登録すること。

### III 指定の効力

- 都道府県知事等が指定する「指定医」は、指定申請書に記載した「勤務先の医療機関」でのみ、小児慢性特定疾病的診断書を作成することができる。  
\*指定を受けた「勤務先の医療機関」以外で診断書を作成する場合は、変更申請が必要です。また、当該都道府県以外の医療機関で診断書を作成する場合は、その区域を管轄する都道府県知事等の指定が必要です。

### IV 指定の有効期間

- 「指定医」の指定は、5年ごとの更新制。

### V 指定の申請手続

- 申請先は、勤務先の医療機関（診断書を作成する可能性のある医療機関すべて）の所在地を管轄する都道府県知事等あてに申請すること。

### VI 指定医の公表事項

小児慢性特定疾病的指定医については、都道府県のホームページなどで次の事項を公表する。

- ①指定医の氏名 ②勤務先の医療機関名 ③担当する診療科名 等